

市町村・大学用

## 育児時短勤務手当金請求書

給付対象年月 令和 年 月

所 属 機 閣	所 属 所 名	任用区分
組合員氏名	組合員 記号・番号	育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額
	公立山梨	等級 円

育児時短勤務の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	育児時短勤務に係る子の 生年月日	令和 年 月 日
育児時短勤務を開始する前 の 1週間の所定勤務時間	時間 分	給付対象月中の1週間の 所定勤務時間	時間 分
請求期間	令和 年 月分	給付対象月に支払われた 報酬の額	円
請求金額	円		
その他の報酬に係る特記事項 (複数月分を一括で支給された手当)	通勤手当：3か月・6か月・その他(か月) 支給額： 円／支払日： 年 月 日  通勤手当：3か月・6か月・その他(か月) 支給額： 円／支払日： 年 月 日  手当：3か月・6か月・その他(か月) 支給額： 円／支払日： 年 月 日		
振込銀行	銀行名	口座番号	
	支店名		

地方公務員等共済組合法施行規程第115条の5の規定に基づき、上記のとおり請求いたします。

公立学校共済組合山梨支部長 殿

令和 年 月 日

住 所

請求者

氏 名

印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属機関名

所属機関の長 職 名

氏 名

印

## 1. 「給付対象月」とは

組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間にある月(その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。)を言う。

## 2. 地共済法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務とは次のとおりです。

- (1)地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- (2)地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業
- (3)雇用保険法第61条の12第1項に規定する育児時短就業

市町村・大学

## 育児時短勤務手当金請求書

記入例

【短期(及び介護)】の等級と標準報酬月額を記入する。  
同一の子に対しての請求であれば、開始から終了まで毎月同額を記入する。

給付対象年月 令和 7年 6月

所属機関 ○○市	所属所名 ○○小学校	任用区分 会計年度任用職員
組合員氏名 ○○○ ○○	組合員記号・番号 公立山梨 ○○○○○○○○	育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額 ○ 等級 300,000 円

育児時短勤務の期間 令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月 31日まで	育児時短勤務に係る子の 生年月日	令和 6年 1月 20日
育児時短勤務を開始する前の 1週間の所定勤務時間 38 時間 45 分	給付対象月中の1週間の 所定勤務時間 24 時間 35 分	
請求期間 令和 7年 6月分	給付対象月に支払われた 報酬の額 252,000 円	
請求金額 25,200	2歳誕生日の前々日の属する月まで (退職した場合、退職した月は請求不可)	育児時短勤務手当金試算シート の【報酬の額】を記入する。
育児時短勤務手当金試算シート の【給付額】を記入する。	通勤手当 : 3か月 6か月 その他( )か月 支給額 : 12,000 円 / 支払日: 令和 7年 4月 16日	
その他の報酬に係る特記事項 (複数月分を一括で支給された手当)	通勤手当 : 3か月 6か月 その他( )か月 支給額 : ( )円 / 支払日:  手当 : 3か月 6か月 その他( )か月 支給額 : ( )円 / 支払日:	当月に支給されていなくても、事前に 当月分として支給されている場合は記 入する。 ( )年 ( )月 ( )日
振込銀行 ○○銀行 支店名 ○○支店	共済組合に登録している【給付金口座】	座番号 ○○○○○○

地方公務員等共済組合法施行規程第115条の5の規定に基づき、上記のとおり請求いたします。

公立学校共済組合山梨支部長 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ← 給付対象年月の翌月以降の日

住 所 ○○市○○町△一△一△

請求者

氏 名 ○○○ ○○

印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

所属機関名 ○○市

所属機関の長 職 名 ○○○

氏 名 ○○○ ○○

印

- 「給付対象月」とは  
組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間にある月(その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。)を言う。
- 地共済法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務とは次のとおりです。  
(1)地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児時短勤務  
(2)地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業  
(3)雇用保険法第61条の12第1項に規定する育児時短就業